

4 条例及び計画の見直しについて

(1)見直し対象条例及び計画

1. 京都府環境基本計画

◆計画の性格

「京都府環境を守り育てる条例」に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの

◆計画の期間

平成22年度～平成32年度(令和2年度)

◆計画の内容

2050年頃の京都府が目指すべき環境像や将来像を展望しながら平成32年度を目途として取り組む施策の目標と施策展開の方向を提示

2. 京都府地球温暖化対策条例

◎平成18(2006)年に、都道府県初の地球温暖化対策に特化した条例として施行。平成23(2011)年に同条例を改正し、段階的な温室効果ガス排出削減目標を設定(13分野における地球温暖化対策を規定)

3. 京都府地球温暖化対策推進計画

◆計画の性格

「京都府地球温暖化対策条例」に基づき、同条例に基づく温室効果ガスの削減目標を達成するための方策を示すもの

◆計画の期間

平成23年度～平成32年度(令和2年度)

◆計画の内容

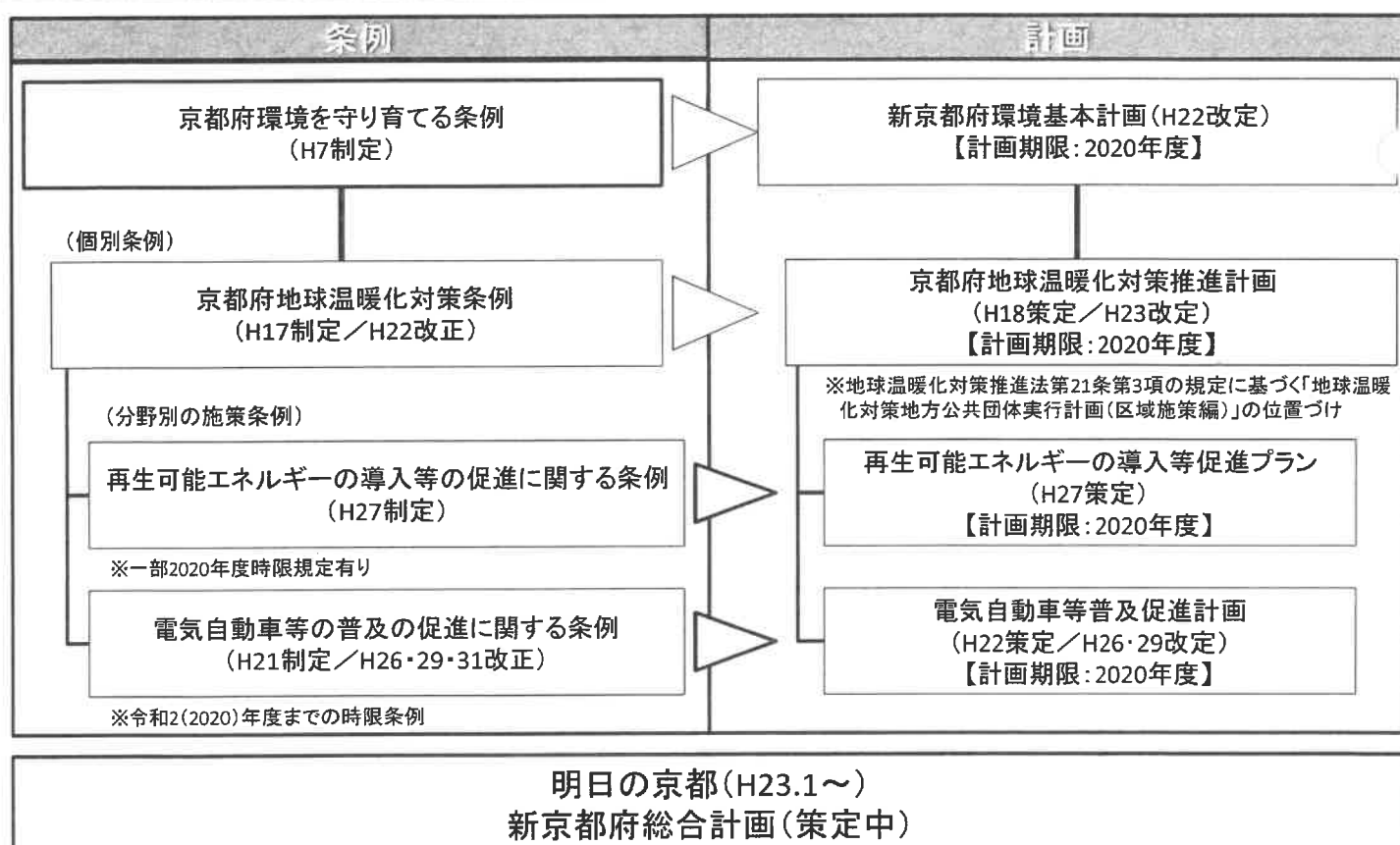
条例に掲げられた当面の目標「平成32年度に25%削減(平成2年度比)」の達成のために実施すべき主な対策を設定

4. 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例

◎平成27(2015)年に、地球温暖化対策の更なる推進だけでなく、地域協働による再エネ導入及び地域でのエネルギーの自立を目指した再エネ導入を推進することを目的に制定(地球温暖化対策条例の規定の一部を移行し、再エネ導入計画認定制度等の規定を新たに追加)

3

京都府環境基本計画及び地球温暖化対策条例・計画等の体系図



(2) 京都府環境基本計画 (現行計画) の概要

計画の目的

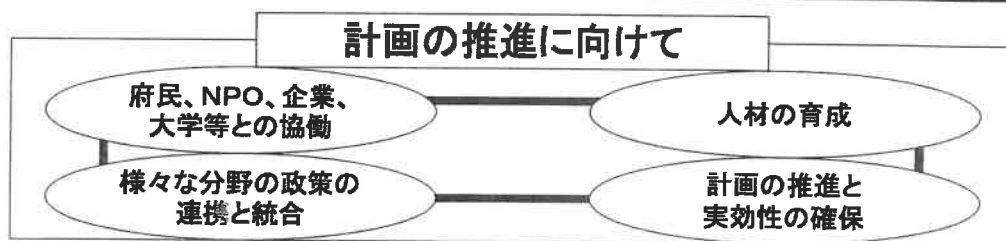
京都議定書誕生の地としての京都府の使命と役割を踏まえつつ、**京都府が目指す環境像・社会像**を明らかにし、その実現のために推進すべき**施策の方向**を示す

計画の性格

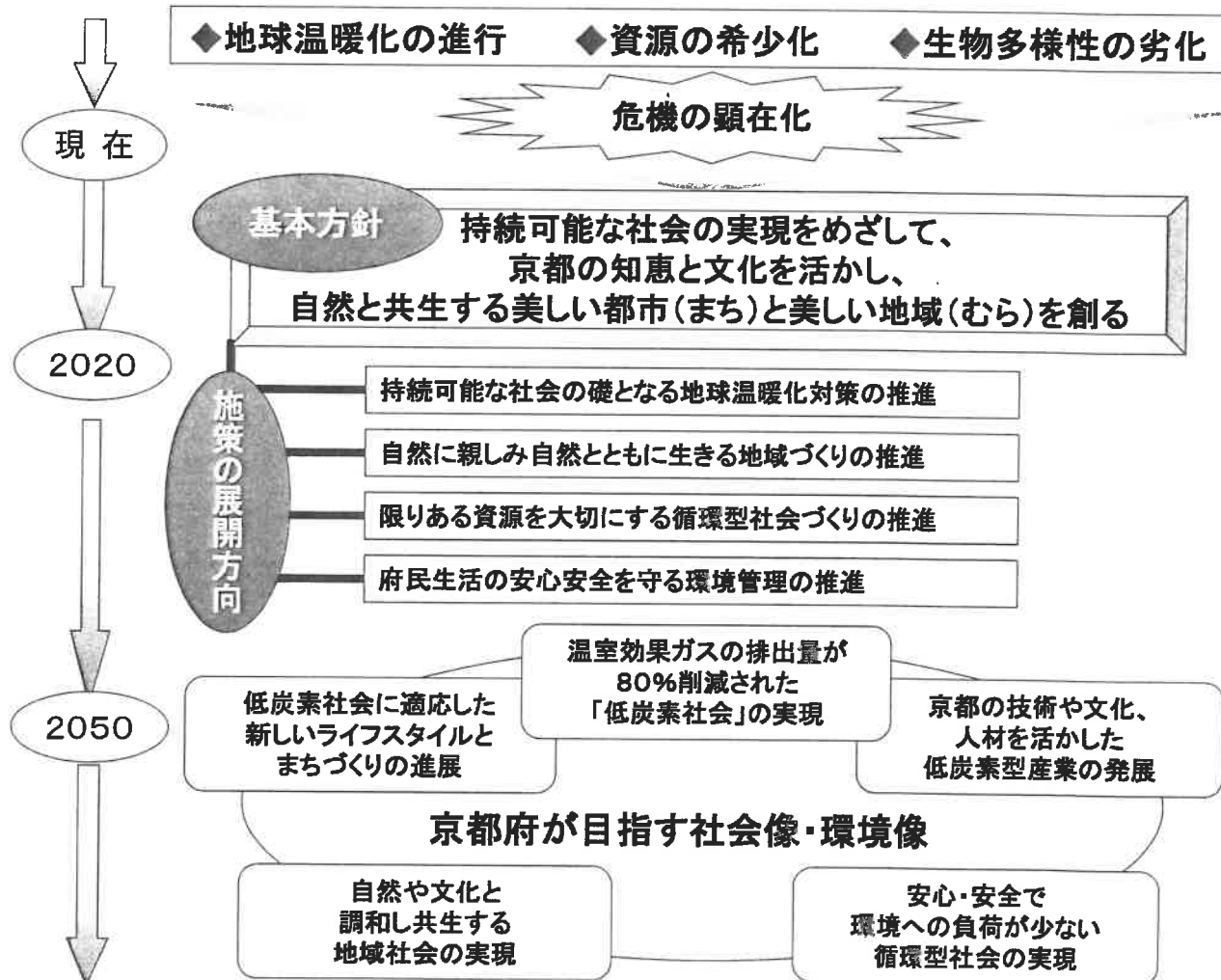
- 「**京都府環境を守り育てる条例**」に基づき、環境の保全及び創造に関する**総合的かつ長期的な施策の大綱**を定めるもの
- 環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む**具体的施策・事業などの指針**となるもの

計画期間

21世紀半ば（2050年頃）の京都府が目指すべき環境像や将来像を展望しながら、**近未来のおおむね2020年度を目途**として取り組んでいく



5



6

＜環境施策の基本方針＞

持続可能な社会の実現をめざして、
京都の知恵と文化を活かし、
自然と共生する美しい都市(まち)と美しい地域(むら)を創る

✓ 持続可能な社会の実現をめざして

将来にわたって持続可能な社会・経済への転換が必要

そのため、相乗便益(コベネフィット)の視点を踏まえて展開

- 環境対策が新しい市場(グリーンマーケット)や雇用を生み出す
- 再生可能エネルギーの導入が過疎地域の活性化を呼び起こす
- 公共交通網の整備がCO₂の排出削減とともに高齢者の移動手段を確保 など

✓ 京都の知恵と文化を活かし

京都に蓄積されてきた「人は自然の一部である」という価値観や自然の変化をありのままに受け入れ暮らしの中に取り入れる文化性、「もったいない」や「しまつ」といった慣習に息づく暮らしの知恵などを活かしていく

✓ 自然と共生する美しい都市(まち)と美しい地域(むら)を創る

産業、交通、都市、社会基盤などあらゆる分野の政策との協調・統合により、自然と共生する美しい都市づくり・地域づくりを進める

7

＜環境施策の目標及び展開方向＞

持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進

- ① 京都府内の温室効果ガス排出量を、H42年度(2030年度)までに、H2年度(1990年度)と比べて40%削減することを中期的な目標とする。
- ② この中期的な目標を着実に達成するために、中間年であるH32年度(2020年度)までに25%の削減を目指す。
- ③ 京都府内各地域の特性を活かして、化石燃料に依存することなく快適な府民生活や活発な産業活動が可能となる社会・経済モデルを創る。

自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進

- ① 府民が自然に親しむ場や機会を充実させるとともに、自然との共生の中で育まれてきた地域固有の文化や景観、暮らしの知恵などを継承し発展させる。
- ② 府民協働により絶滅のおそれのある野生生物の保全回復を進めるとともに侵略的外来生物の防除や増えすぎた野生鳥獣の個体数管理を行う。

限りある資源を大切に作る循環型社会づくりの推進

- ① 府民生活や産業活動の中に、廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用(3R)の考え方や仕組みを浸透させ、廃棄物の発生量や最終処分量を抑制する。
- ② 廃棄物の不法投棄を撲滅。

府民生活の安心安全を守る環境管理の推進

- ① 京都府域の大気、水質、土壌などの総合的な環境管理を強化し、全ての環境基準の達成。
- ② 戦略的環境アセスメントを導入するとともに、環境リスク事案の発生未然防止等により、環境負荷を低減。

8

計画に基づく京都府施策の 実施状況

施策
抜粋

持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進

家庭における省エネルギー・創エネルギー対策の推進

- 太陽光発電設備と蓄電池を同時導入する場合、市町村と連携して費用の一部補助(合計補助件数:1,238件)
- HEMS(ホームエネルギー・マネジメントシステム)導入助成により、導入家庭の太陽光発電量・電力使用量等のデータを見える化し、省エネの取組を推進(合計補助件数:800件)
- 住宅への太陽光発電設備等の導入に対する低利融資制度(合計融資件数:553件)

事業活動における対策の推進

- 地球温暖化対策条例に基づき大規模排出事業者に対し排出量削減計画書及び実績報告書の提出及び環境マネジメントシステムの導入を義務化(実績報告書提出:㉑246社)
- 既存の設備を高効率の省エネ設備(LED照明、空調機器等)に更新する中小企業等に対して、費用の一部を補助(合計補助件数:206件)
- 中小事業者等へ省エネ診断員を派遣(合計派遣件数:272件)
- 京都版CO2排出量取引制度の運営(クレジット総創出量(㉒)まで):11,970.8t-CO2)
- 地球温暖化対策条例に基づき大規模建築物の新・増築に排出量削減計画書・報告書届出を義務付けその内容等を公表。また、H24からは府内産木材等の使用及び再生可能エネルギー設備の導入を義務化(年間:30~40件程度)

9

運輸交通に関する対策の推進

- バスエコファミリーを府内22市町で実施
- 京都市と連携し、パークアンドライドを推進(通年実施132箇所)
- 電気自動車普及促進条例に基づき、電気自動車等普及促進計画を策定し、EV・PHVの普及を促進(H30.3時点府内登録台数:4,787台、府内急速充電器:158基)

森林による二酸化炭素吸収源対策の推進

- ウッドマイレージCO2認証木材を使用した住宅等の新築・増改築を支援(年間:約200~300件程度支援)
- 府民参画・府民協働により京都の森を守り育む「京都モデルフォレスト運動」の推進(H29:延べ15,800人参加)
(再掲)地球温暖化対策条例に基づき大規模建築物の新・増築に排出量削減計画書・報告書届出を義務付けその内容等を公表
また、H24からは府内産木材等の使用及び再生可能エネルギー設備の導入を義務化(年間:30~40件程度)

再生可能エネルギーの導入促進

- 府民に身近な家電店や工務店等の方を「京都再エネコンシェルジュ」に認証し、住宅の再生可能エネルギー設備導入を促進(H31.4現在認証者数:250名)
- 再生可能エネルギー設備と効率的利用設備(蓄電池・EMS)を新設・増設し、自己消費を目的として発電を行う事業を認定・支援(合計認定事業:39件、導入等支援団体登録:2件)
- 京都舞鶴港周辺地域において、再生可能エネルギーを核として、エネルギーの地産地消や地域振興の推進を目的としたマスタープランを策定し、再エネ発電設備の導入のほか、熱の利活用方法等を検討
- 府の電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した契約を締結するための方針を策定
(再掲)太陽光発電設備と蓄電池を同時に導入する場合、市町村と連携して費用の一部を補助(合計補助件数:1,238件)
(再掲)住宅への太陽光発電設備等の導入に対する低利融資制度(合計融資件数:553件)

低炭素社会に適応した環境産業の振興

- 産学公で組織する「京都力結集エコ住宅実証・普及プロジェクト」を主体に同住宅を管理・運営し、自然と先端技術が共存するエコ・スマートライフの提案、住宅関連産業の提案、ナノグリッド技術の実証・開発を実施
- 府、京都市、大学等産学公のオール京都体制により、顕著な省エネルギー効果が期待されるSiC(シリコンカーバイド)パワー半導体の製品化・社会実装を促進

10

環境配慮商品等の購入促進

- 京都グリーン購入ネットワークと協力し、本府におけるグリーン市場の拡大を目的とする事業(地産地消マッチング会、キャンペーン等)の実施
- 府として、環境配慮企業からの物品等優先調達の実施

環境学習の推進

- 夏休み期間中に親子で省エネの取組を実施した家庭を「(夏休み省エネチャレンジ)エコ親子」に認定(H30年度認定世帯数(参加小学校数):17,916世帯(138校))
- 丹後海と星の見える丘公園及びけいはんなe2未来まなびパークを学習拠点に活用し、府北部・南部両地域において、次代を担う子どもたちを対象に環境学習を実施(参加者累計:1,843人)
- 京都環境フェスティバル開催(参加団体119、来場者2万8千人)や京の環境を考えるポスターコンクールの実施(応募数1,044点)

地域の特性を活かした持続可能な社会・経済モデルの構築

- 再生可能エネルギー発電所を誘致するため、バイオマス等の再生可能エネルギー発電施設の整備に係る補助制度を創設し、府内の再エネ導入量拡大を推進(指定済み事業者:1件)
- 再生可能エネルギーを大量かつ安定的に受け入れ、需給を調整するエネルギーマネジメントシステムを構築するための実証事業を実施

地球温暖化への適応策の推進

- 本府の特徴的な適応策をまとめたパンフレットを発行し、適応差の必要性について普及啓発
- 京都市と連携して、京都気候変動適応策の在り方研究会を設置し、京都における適応策や地域気候変動適応センターの在り方について検討

京都議定書誕生の地から世界への情報発信

- 「KYOTO地球環境の殿堂」表彰式、「京都環境文化学術フォーラム」を開催(H21-30殿堂入り者:24名)

11

施策
抜粋

自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進

自然とのふれあいの機会の充実

- 国定公園などの自然公園や、長距離自然歩道において、案内板やトイレ等を整備。また、自然公園、自然歩道において関係市町等が展開するエコツーリズムの推進に寄与する基盤としての施設整備を実施
- 丹後海と星の見える丘公園の施設管理と併せて、公園内での環境学習の取組を実施(年間環境学習参加者:約7千~8千人)

生命を育む自然の保全と創出

- 芦生地域を中心とした由良川及び桂川上中流域の新規国定公園(京都丹波高原国定公園,H28.3)を指定。その発信拠点として、京都丹波高原国定公園ビジターセンターを整備
- 山陰海岸ジオパーク事業推進のため推進協議会等の活動への支援
- 環境保全など持続可能性を確保するGAP(農業生産工程管理)の実践を推進
- 地球温暖化対策条例に基づき、一定規模以上の建築物について緑化を義務付け(緑化工事完了:903件)

生物多様性の保全

- 府レッドデータブックをH26年度更新、H27年度発刊。また、京都府生物多様性地域戦略(H30.3)及び生物多様性未来継承プラン(H30.12)を策定し、生物多様性に係る情報の収集、蓄積、発信を行うセンター機能の整備にむけて展開中
- 絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づく指定希少種の保全事業を、府民と協働して推進(指定希少種25種のうち、24種について保全回復事業計画策定済)
- 農産物への被害が大きいアライグマ及びヌートリアに対する府市町村協議会での広域的防除や、京都市、地元住民等との協働・連携したアルゼンチンアリ防除など、外来生物による生態系等への被害防止対策を実施

廃棄物の発生量・最終処分量の削減

- 京都府、京都府教育委員会、市長会、町村会、京と地球の共生府民会議等と連携したクリーンリサイクル運動の実施(29行事等数:104件)
- 産廃税の税収を活用し、産業廃棄物減量・リサイクルの総合支援(ワンストップサービス)機関として京都府産業廃棄物3R支援センターを設立し、各種事業を実施することにより、減量・リサイクルを一層推進
(30実績:ゼロエミッションアドバイザー派遣:延べ60事業所、産業廃棄物3R情報等提供:59件、発生抑制等促進費補助:6件、3R人材育成等支援:講習会等6回)
- 最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税(1,000円/t)することにより、排出事業者や処理業者が排出抑制、再使用、再生利用など、「望ましい形の税回避行動」に向かうよう誘導
- 「産業廃棄物の3R戦略プラン」を策定(H28)し、IoT・AI技術を活用した産業廃棄物処理の高度化等を進め、府内の産業廃棄物最終処分量の削減に向けた施策を推進

廃棄物の適正処分

- 市町村一般廃棄物処理施設に係る補助制度活用による市町村の廃棄物の適正処分を支援
- 京都府災害廃棄物処理計画を策定し、市町村への災害廃棄物の技術支援や広域処理の体制づくりを推進
- 大阪湾圏域広域処理場事業(フェニックス事業)への参画、(株)京都環境保全公社への出資等を通じ、公共関与による施設整備を推進

不法投棄等の撲滅

- 産業廃棄物不法投棄等監視指導員や広域機動班(府・市町村・警察等)による監視指導を強化するとともに、不法投棄等撲滅京都府民会議の開催や各地域での啓発活動を通じて、不法投棄撲滅気運の醸成(302回)
- 地域住民やボランティア、廃棄物処理業者、市町村、京都府等が「不法投棄やつつけ隊」を結成し、力を合わせて、廃棄物撤去活動及び不法投棄再発防止・拡大防止対策を実施(5自治体と実施)
- 京都府海岸漂着物対策推進地域計画の策定の上、京都府海岸漂着物対策推進協議会を設立し、海岸漂着物等の円滑な処理及び発生抑制対策を推進

13

大気・水環境の保全

- 発生源監視計画による計画的立入検査の実施及び排水基準・総量規制基準遵守の指導
(29実績 ばい煙発生施設等設置工場等への立入検査:75件、水質汚濁防止法特定事業場等:442件(京都市含む))
- 大気汚染常時監視局の整備強化(PM2.5測定18局整備)
- 里海を保全するため、閉鎖性水域及び流入河川の水質モニタリング

生活環境の保全

- 自動車騒音常時監視により、道路に面する地域に立地する住居毎の環境基準の達成状況を面的評価
(29調査区間:160区間、環境基準達成率 95.7%(昼間)、93.8%(夜間))
- 新幹線鉄道騒音等監視により、新幹線鉄道騒音の環境基準及び振動の指針値の達成状況を測定により把握
(2910地点測定:(騒音)9地点で環境基準を達成、(振動)全地点で指針値を達成)
- 京都府環境影響評価条例を改正(H26.7.1施行)し、戦略的環境アセスメント制度を導入(2件の手続を実施)

京都府における環境施策のベンチマーク

(各種計画等に係る主要な指標の抜粋)

持続可能な社会の礎となる地球温暖化対策の推進

主要な指標	単位	基準値 (基準年)	数値目標 (目標年)	現状数値
府内温室効果ガス総排出量 (年間・固定排出係数の場合〔2010年度0.311kg-CO ₂ /kWh〕) ※下段は実排出係数の場合	万t-CO ₂	1,477 (H2年度)	1,107 ※H2年度比25%削減 (H32年度)	1,206 (1,396) (H29年度)
府内の総電力需要の12%〈約21億kWh〉を地域独自の再エネでまかなう	%	6 〈約11億kWh〉 (H26年度)	12 〈約21億kWh〉 (H32年度)	9 〈約15.1億kWh〉 (H30年12月末)
EV(電気自動車)・PHV(プラグインハイブリッド自動車)の登録台数	台	50 (H21年度)	18,000 (H32年度)	4,787 (H29年度)

自然に親しみ自然とともに生きる地域づくりの推進

主要な指標	単位	基準値 (基準年)	数値目標 (目標年)	現状数値
「京都府希少野生生物保全推進員」委嘱者数	人	29 (H29年度)	60 (H34年度)	49 (H30年度)
希少種保全団体の登録数	団体	9 (H25年度)	15 (H34年度)	10 (H29年度)

15

限りある資源を大切に作る循環型社会づくりの推進

主要な指標	単位	基準値 (基準年)	数値目標 (目標年)	現状数値
府内の一般廃棄物排出量<最終処分量> (年間)	万t	84.3 <11.0> (H27年度)	70.5 <9.2> (H32年度)	80.5 <10.3> (H29年度)
府内の一般廃棄物のリサイクル率(年間)	%	13.3 (H22年度)	18.3 (H32年度)	15.9 (H29年度)

府民生活の安心安全を守る環境管理の推進

主要な指標	単位	基準値 (基準年)	数値目標 (目標年)	現状数値
PM _{2.5} 環境基準達成	%	0 (H23年度)	100 (H32年度)	100 (H29年度)
海域における環境基準達成(COD)	%	29 (2/7水域) (H22年度)	100 (H32年度)	14 (1/7水域) (H29年度)
海域における環境基準達成(N,P)	%	20 (1/5水域) (H22年度)	100 (H32年度)	80 (4/5水域) (H29年度)

(3) 京都府地球温暖化対策条例及び推進計画 (現行計画) の概要と施策の実施状況等

<法律>

- ◆ 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律117号)
- ◆ 気候変動適応法 (H30.6.13公布 H30.12.1施行)

<条例>

- ◇ 京都府地球温暖化対策条例(H18.4施行)
- ◇ 京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例(H21.4施行)

■ 京都府地球温暖化対策推進計画

➤ 計画の位置づけ

府温対条例第10条第1項の規定に基づく計画、かつ温対法第20条の3第3項の規定に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」と位置づけ

➤ 計画期間 平成23年度から平成32年度までの10年間

➤ 計画の目標 府温対条例に規定する温室効果ガス排出削減目標

【長期的目標】 2050年度までに温室効果ガス排出量が1990年度比で80%以上削減された持続可能な京都の創造を目指す

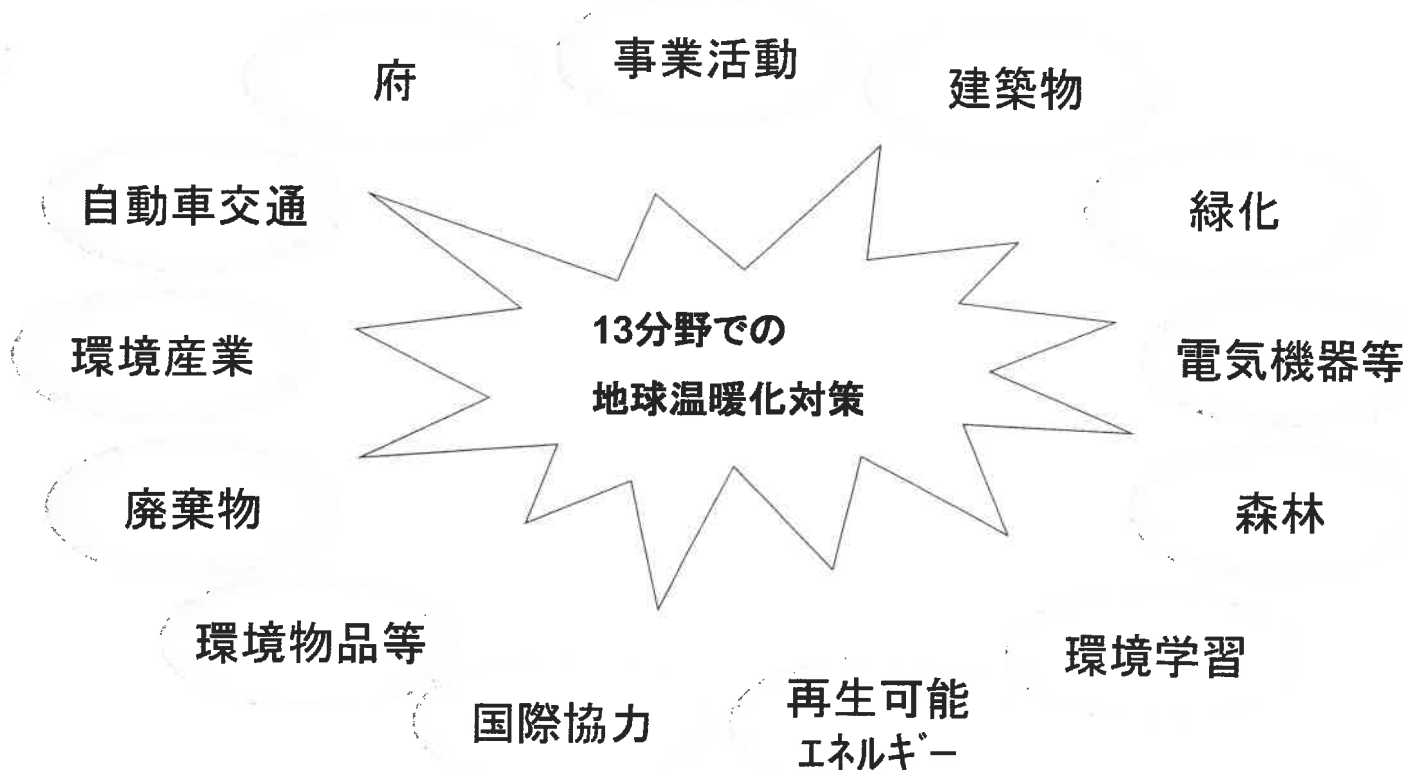
【中期的目標】 温室効果ガス排出量を2030年度までに40%削減

【当面の目標】 中期目標を着実に達成するため、温室効果ガス排出量を2020年度までに25%削減

条例目標の達成に向けて、13分野における対策を展開

17

京都府地球温暖化対策条例での対策(第2章第1節～第13節)



地球温暖化対策条例に基づく部門別取組概要

(1) 産 業

大規模事業者：排出削減計画・報告・総合評価制度
EMS導入義務化
中小事業者：環境経営導入への支援・啓発、京都ECOLレート

(2) 運 輸

大規模事業者：排出削減計画・報告・総合評価制度、EMS導入義務化
普及啓発：電気自動車等の普及、エコドライブの推進、
アイドリングストップの啓発

(3) 家 庭

普及啓発：地球温暖化防止活動推進員、環境家計簿、
親子温暖化教室、省エネ相談所

(4) 業 務

(オフィス・店舗)

大規模事業者：排出削減計画・報告・総合評価制度
EMS導入義務化
普及啓発：エコオフィス活動、環境経営導入、ペーパーレス化

(5) 再生可能エネ ルギーの導入

大規模建築主：再生可能エネルギーの導入義務化
(太陽光、風力、バイオマスなど)

再エネ条例
に移行

(6) 緑化・ 森林整備

大規模建築主：屋上等緑化、府内産木材等使用の義務化
森林整備：モデルフォレスト、ウッドマイルーজCO₂

19

京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況について

<施策効果の測定指標>

1 (1) 暮らしの指標

削減効果指標	単位	基準値 (基準年)	目標数値 (H32年度)	現状数値 (H29年度)
家庭の「見える化」取組世帯総数	世帯	82,613 (H22)	200,000	208,102
温暖化防止活動推進員の年間活動件数	件	1,092 (H22)	1,000 (毎年継続)	2,440
長期優良住宅認定総件数【住宅】	件	3,046 (H22)	23,000	16,337
省エネ法基準(H11)達成建築物割合【300㎡以上の新築住宅】	%	29 (H22)	100	73

(2) 再生可能エネルギーの指標

削減効果指標	単位	基準値 (基準年)	目標数値 (H32年度)	現状数値 (H29年度)
太陽光発電設備の設置世帯総数 【戸建住宅換算】	世帯	13,500 (H22)	100,000	39,755
太陽熱利用設備の設置世帯総数【戸建住宅】	世帯	36,000 (H22)	40,000	37,722
バイオマス発電施設の設置容量	kW	2,210 (H21)	4,000	4,175
水力発電施設(10kW以下)の設置数	基	5 (H22)	20	7

(3) 産業の指標

削減効果指標	単位	基準値 (基準年)	目標数値 (H32年度)	現状数値 (H29年度)
大規模排出事業者の温室効果ガス総排出量 ^(※1)	万t-CO ₂	412 (H21)	365	444
中小企業の環境マネジメント認証取得事業所数	事業所	1,585 (H22)	2,000	1,902
中小企業の省エネ診断等年間実施件数	件	138 (H21)	150 (毎年継続)	61

(4) 地域づくり・交通の指標

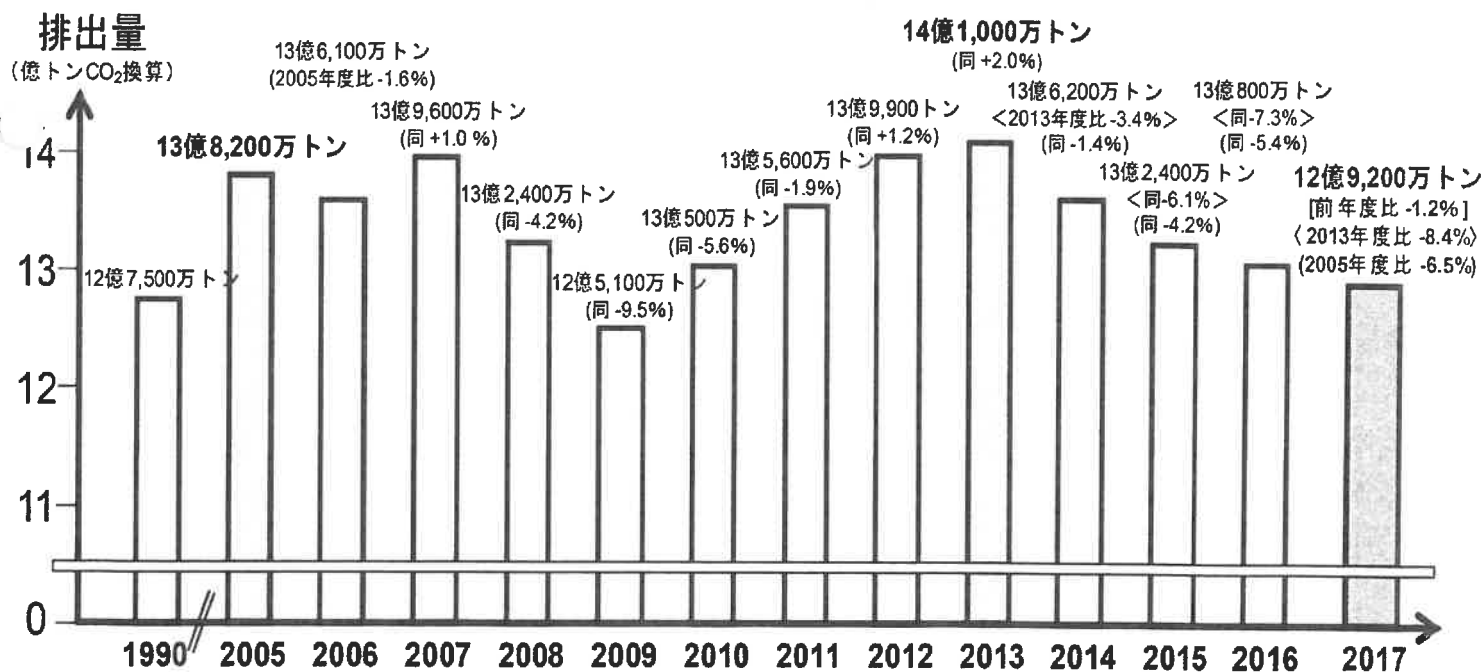
※1 京都府地球温暖化対策条例に基づく事業者排出量削減計画対象事業所の総年間排出量

削減効果指標	単位	基準値 (基準年)	目標数値 (H32年度)	現状数値 (H29年度)
エコドライブマイスター講習会修了者総数	人	804 (H22)	1,800	1,111
府内エコカーの普及割合	%	2.2 (H21)	30	16.3
建築物等緑化実施総面積 【敷地面積1,000㎡以上】	㎡	114,647 (H22)	500,000	510,101

(5) 森林の指標

削減効果指標	単位	基準値 (基準年)	目標数値 (H32年度)	現状数値 (H29年度)
森林吸収源と認められる森林整備面積	万ha	約13 (H22)	13.7	11.9
モデルフォレスト運動への年間延べ参加者数	人	約3,000 (19-21年度実績平均)	6,000	約15,800
「ウッドマイレージCO ₂ 」認証等製品年間出荷量	㎡	17,198 (H22)	25,000	25,934 21

日本の温室効果ガス排出量の推移

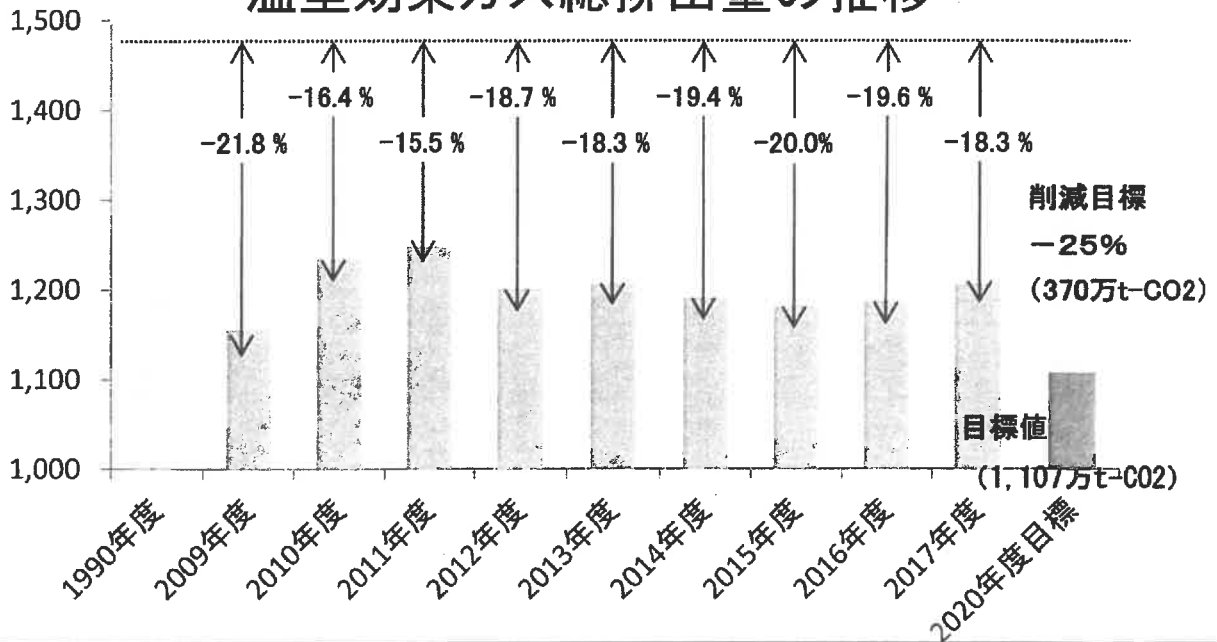


出典) 2017年度(平成29年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について
環境省ウェブサイト(<http://www.env.go.jp/>)より

(参考) エネルギー起源の二酸化炭素・・・工業プロセス、廃棄物、その他を除いたもので、人為的な温室効果ガス排出の多くはエネルギー起源であり、我が国における温室効果ガスの約9割を占める。

京都府の温室効果ガスの排出量の状況

温室効果ガス総排出量の推移



- ◆ 2017年度の京都府の温室効果ガス排出量は、1,206万t-CO2
- ◆ 1990年度比18.3%減

※電気のCO₂排出係数は東日本大震災前の2010年度数値0.311kg-CO₂/kWhで固定
 ※電気のCO₂排出係数: 1kWhの電気の供給に伴い発生するCO₂の量

京都府の主要部門別二酸化炭素排出量の現状と目標

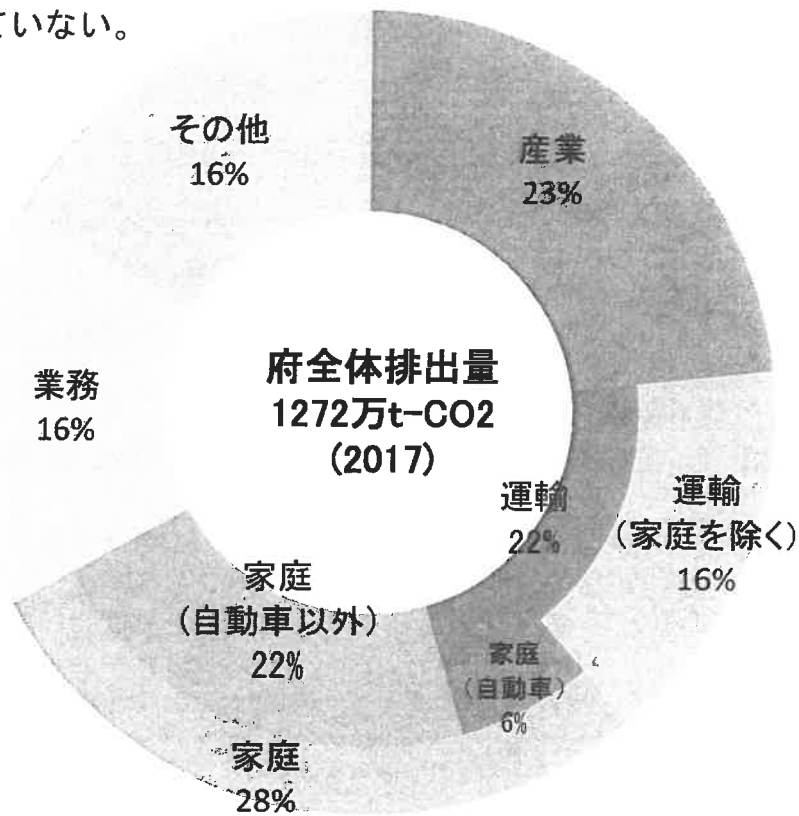
■ 2011年度以降の電気のCO₂排出係数を、2010年度実績値で固定した場合

部門別	1990年度 基準排出量	2017年度 排出状況	2020年度 削減目標
産業部門	530万t	293万t	293万t
運輸部門	346万t	280万t	252万t
家庭部門	269万t	273万t	242万t
業務部門	220万t	207万t	211万t
その他	112万t	219万t	191万t
再エネ 森林吸収量	-	-66万t	-82万t
合計	1,477万t	1,206万t	1,107万t

京都府の温室効果ガス排出特性 (2017)

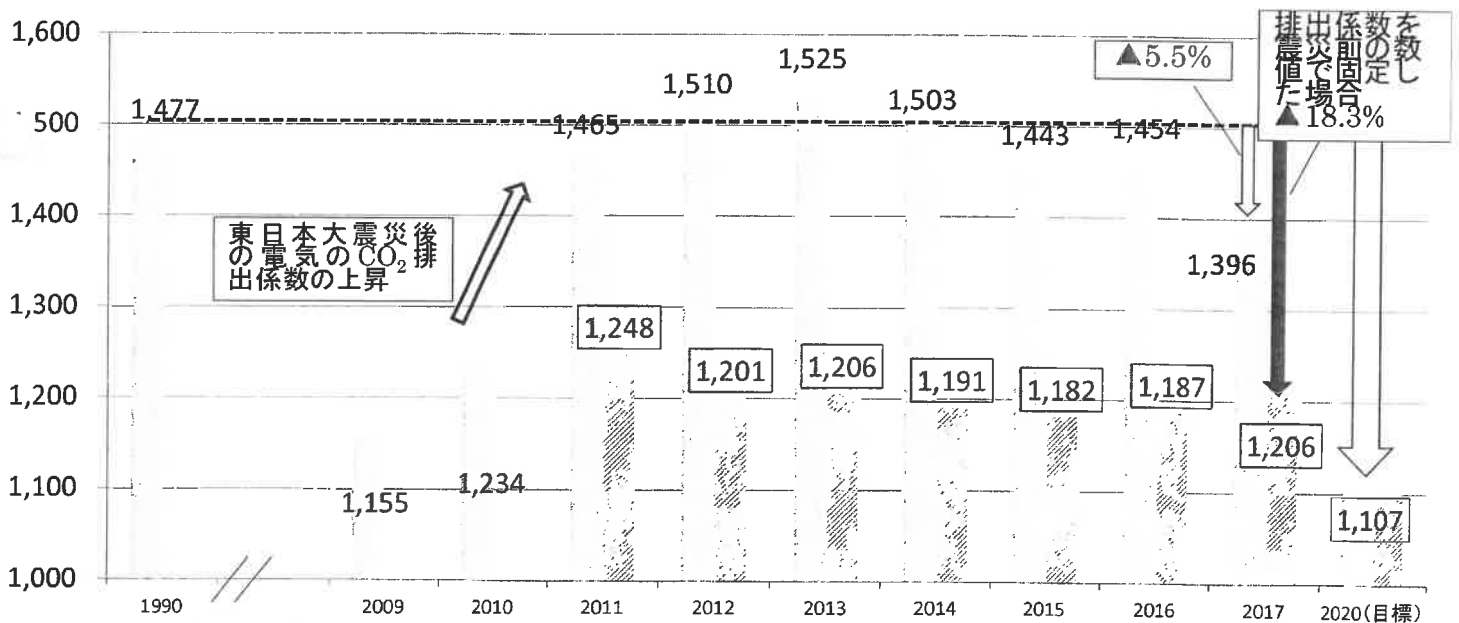
■ 2011年度以降の電力排出係数を、2010年度実績値で固定して算出

■ 森林吸収量は含めていない。



25

京都府の温室効果ガスの排出量の状況



温室効果ガス排出量 (電気のCO₂排出係数を実排出係数0.446 kg-CO₂/kWhで算出した場合)

温室効果ガス排出量 (電気のCO₂排出係数を震災前の2010年度数値0.311 kg-CO₂/kWhで固定した場合)

	2017年度府温室効果ガス排出量	1990年度比
固定係数推計	1,206万t-CO ₂	18.3%減
実排出係数推計	1,396万t-CO ₂	5.5%減

(4) 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の概要と施策の実施状況等

<条例の目的>

再生可能エネルギー(再エネ)の供給量の増大等を図り、地球温暖化対策の推進と地域社会及び地域経済の健全な発展を目指す。

<再エネの導入等の促進に係る施策及び実施状況>

※ 詳細は「資料編」参照

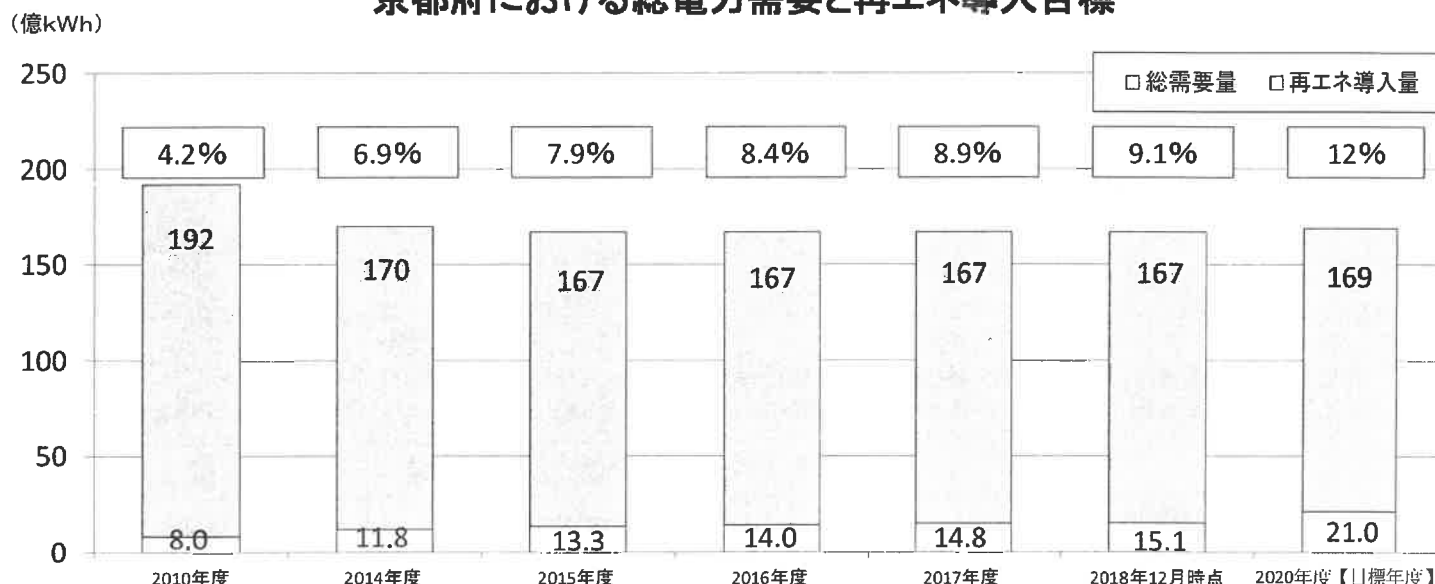
- ◆ 建築物に係る施策
 - ・ 一定規模以上の建築物への再エネ導入の義務 等
- ◆ 小売電気事業者に係る施策
 - ・ 府内に電力供給している小売電気事業者への再エネ供給量の拡大計画書提出義務 等
- ◆ 地域協働による施策
 - ・ 登録団体への府民税(均等割)の免除(登録団体数:2件(30年度末時点)) 等
- ◆ 中小事業者等に対する認定自立型再エネ導入等計画に係る施策(令和3年3月31日限りで失効)
 - ・ 自立型再エネ導入計画の認定及び認定事業者への事業税減税(認定数:39件(30年度末)時点) 等
- ◆ 府民向け施策等
 - ・ 相談体制の整備(再エネコンシェルジュ認証者数:250名(31年4月1日時点)) 等

27

京都府の再生可能エネルギー導入状況

- 再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく実施計画(再生可能エネルギー導入等促進プラン)において、**府内の総電力需要の12%(約21億kWh)を地域独自の再エネでまかなうこと**を目標に設定
- **進捗: 9.1%(15.1億kWh)・・・平成30年12月時点**

京都府における総電力需要と再エネ導入目標



※ 2016年度以降の総需要量は2015年度(確定値)を据置き

28

(5) 条例及び計画見直しの主な論点

1. 最近の社会経済情勢

世界の動き

- ✓ 新興国を中心とする経済成長、人口増加による資源消費量増大、環境問題の深刻化
- ✓ 持続可能な開発のための目標（SDGs）を含む「持続可能な開発に関する2030アジェンダ」の採択
- ✓ COP21における「パリ協定」の採択・発効

国内の動き

- ✓ 人口減少・東京一極集中・高齢化等による地方の衰退
⇒ 里地里山等の担い手不足がもたらす自然災害の被害拡大
- ✓ 震災後のエネルギー政策の見直し ⇒ 再生可能エネルギー重視へ
- ✓ IoT、AI、ロボット等の先端技術の進展
- ✓ 国の第五次環境基本計画、第五次エネルギー基本計画、プラスチック資源循環戦略等の策定、パリ協定長期成長戦略（案）の公表 29

2. 「京都府環境基本計画」の見直しにおける基本的な考え方

- 最近の社会経済情勢等を視野に入れながら、「脱炭素」を長期的に実現する骨太の「ビジョン」を作成する。
- 京都固有の文化、伝統、自然等を活かしながら、環境を軸とした「持続可能な未来像」を描いていく。

そのために…

- 複数課題の統合的解決（コ・ベネフィット）や、未来から現在を考えるバックカスティング等の考え方を活用しながら、行政の夕テ割りを越えた、経済・社会・地域に関する諸課題を環境面から同時に解決するというアプローチを図る。
- 目指すべき京都府の環境の将来像を実現するため、地域を愛し協働する人材を育成するとともに、あらゆるステークホルダー等（自治体、企業、大学、NPO、府民等）が協働、共創（コ・クリエイション）しながら、取組を進めていく。

3. 「京都府地球温暖化対策条例・同推進計画」及び「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」の見直しにおける主な論点

- パリ協定及び1.5度特別報告書（IPCC）を受けて、「2050年度での温室効果ガス排出実質ゼロ」に向けた取組が強く求められている中、府の新たな目標数値・達成年度をどのようにしていくか。また、目標達成に向けた施策について検証・検討が必要。

＜具体的なポイント＞

- ・ 現行の長期的目標（2050年度に▲80%）から、「排出実質ゼロ」への強化
- ・ 2050年度を見据えた当面目標（2030年度）の温室効果ガス削減目標値の設定

- 気候変動による影響が、自然的・経済的・社会的側面において、既に多分野で強く表れている中、京都府における気候変動への適応策をどのように体系的に整理し、施策を推進していくか。

＜適応策推進体制のイメージ＞

- ・ 地域気候変動適応センターを府市協調で創設し、産学公連携によるコンソーシアム形式による運営を目指す。
- ・ 適応策推進に係るロードマップ策定及び気候変動に関する“気付き”を与える情報発信に加えて、京都発の“適応ビジネス”の創出・育成支援を図る。

31

- 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例については、2020年度末で失効を迎える再生可能エネルギー導入計画認定制度に係る規定をどのように見直すか、また、昨今の再生可能エネルギーを取り巻く状況の変化や、地球温暖化対策条例の見直し内容を踏まえ、既存施策の見直しや新たな施策をどう設計するか。

- その他

両条例の内容は京都市とも連携しながら規定しており、今回の見直しにおいても府市協調で検討を進める必要がある。

(6) 条例及び計画見直しのスケジュール

	2019年度(令和元年度)					2020年度(令和2年度)				
府議会	6月議会	9月議会	12月議会	2月議会	報告	6月議会	9月議会	12月議会	2月議会	議案提出
環境審議会	6/7 ● 総会 合同部会	7月 ■ 部会	9月 ■ 部会	11月 ■ 部会	1月 ■ 部会	3月 ■ 部会	5月 ■ 部会	8月 ■ 総会 合同部会	10月 ■ 部会	1-2月 ■ 部会
環境基本計画	諮問		審議		中間案策定		最終案答申 パブリックコメント			
温暖化対策条例	諮問	審議		中間案策定		パブリックコメント	審議	最終案答申		
再生エネルギー導入促進条例	諮問	審議		中間案策定		パブリックコメント	審議	最終案答申		
温暖化対策推進計画	諮問			審議				中間案策定	パブリックコメント	最終案答申

33

次回の部会について

(総合政策・地球環境合同部会)

【日程】 7/8(月)～7/19(金)の間で調整

【場所】 京都府庁 本庁周辺 (地下鉄丸太町駅)

【協議テーマ】

環境基本計画

- 2050年のビジョンを描く
～ 現在の課題や経済社会情勢を踏まえて
京都府が目指すべき社会像・環境像とは? ～

地球温暖化対策条例・推進計画

- 府内温室効果ガス排出量の中長期将来予測等の報告
- 目標数値と達成年度の置き方

